

速度取締り指針

令和6年7月
周南警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	7:00 ~ 20:00	川崎・戸田地区	60km/h
国道315号	8:00 ~ 18:00	徳山地区	50km/h
市道 櫛ヶ浜臨港線	7:00 ~ 17:00	櫛ヶ浜地区(櫛浜小学校区)	30km/h
市道 金剛山北山線	7:00 ~ 17:00	住吉地区(今宿小学校区)	30km/h

- 国道2号は実勢速度が高く、交通事故が多発する傾向にあるため、継続して速度取締りを実施します。
- 通学路等の生活道路においては、可搬式オービスを使用した効果的な速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）



- 令和5年下半期に人身事故の発生件数が多かった市西部において取締りを強化した結果、交通事故多発エリアが解消されました。
- 令和6年中、管内において交通死亡事故が3件発生しました。
- 令和6年上半期は市東部において交通事故多発エリアが点在したことから、今後、市東部を中心に取締りを強化し交通事故の抑止を図ります。

※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末（私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で17件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故が多発する国道2号及び県道下松・新南陽線を中心とした取締りを継続して推進し、ドライバーの交通ルール遵守とマナー向上を図りながら、交通事故抑止に努めます。
- 特に、子供や高齢者等が被害に遭う交通事故の抑止に努め、通学路等の生活道路において通学時間帯の通行禁止違反や横断歩行者妨害等の取締りを継続して推進します。